

詔証官任命 名

内閣人第七七八号

起案 令和四年五月二六日

決定 令和四年五月二七日  
上奏 令和四年五月二七日  
裁可 令和四年五月二七日

施行 令和四年五月二七日  
公布 令和四年五月二七日

内閣総理大臣

五

内閣官房長官

五

内閣官房副長官

榮磯



内閣総務官



金子(恭) 国务大臣

五

後藤 国务大臣

汽

岸 国务大臣

五

牧島 国务大臣

五

古川 国务大臣

五

金子(原) 国务大臣

五

小林 国务大臣

五

松野 国务大臣

五

林 国务大臣

五

萩生田 国务大臣

五

西銘 国务大臣

五

山際 国务大臣

五

鈴木 国务大臣

五

斉藤 国务大臣

五

二之湯 国务大臣

五

若宮 国务大臣

五

末松 国务大臣

五

山口 国务大臣

五

野田 国务大臣

五

最高裁判所事務総長

中村

慎

高等裁判所長官に任命する

内閣

(六月二十三日以降発令予定)

内閣

最高裁人任第910号

令和4年5月25日

内閣総理大臣・岸 田 文 雄 殿

最高裁判所長官 大 谷 直 人

(公印省略)

高等裁判所長官に任命されるべき者を次のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

最高裁判所事務総長 なか むら まこと  
中 村 慎

(発令希望日 令和4年6月23日以降)



1丁		裁判所			年号			事			項		
年	号	月	日	出生地	現住所	本籍	氏名	出生年月日	旧氏名	庁	名	氏名	
六〇	一〇	三一	司法試験第二次試験合格	〃	〃	〃	司法試験管理委員会	〃	〃	〃	〃	なかむら まこと	
六一	三	二五	京都大学法学部卒業	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	なかむら まこと	
六三	四	四	司法修習生の修習終了	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	なかむら まこと	
〃	〃	〃	司法修習生を命ずる	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	なかむら まこと	
〃	〃	〃	判事補に任命する	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	なかむら まこと	
平成二	四	一	東京地方裁判所判事補に補する	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	なかむら まこと	
〃	〃	〃	最高裁判所事務総局人事局付を命ずる	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	なかむら まこと	
〃	〃	〃	簡易裁判所判事に兼ねて任命する	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	なかむら まこと	
〃	〃	〃	東京簡易裁判所判事に補する	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	なかむら まこと	
〃	〃	〃	最高裁判所事務総局人事局付を免ずる	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	なかむら まこと	

昭和三十六年九月十二日



3丁	裁判所				年 号 月 日 事	項	庁 名				
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	平成 九 四 一	帰朝を命ずる	外務省	中村 慎
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	五 一 〇	ニュー・ヨーク出発	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一 一	帰朝（東京）	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一 五	辞職を承認する	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一 六	簡易裁判所判事兼判事補に任命する	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	東京簡易裁判所判事に補する	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	東京地方裁判所判事補に補する	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	大阪簡易裁判所判事に補する	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	大阪地方裁判所判事補に補する	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	東京簡易裁判所判事に補する	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	東京地方裁判所判事補に補する	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	最高裁判所裁判所調査官に充てる	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	最高裁判所に任命する	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	より判事の職務を行わしむる者に指名する	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	東京地方裁判所判事補に補する	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定に	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	より判事の職務を行わしむる者に指名する	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	最高裁判所に	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	東京地方裁判所判事補に補する	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	東京地方裁判所判事補に補する	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	大阪地方裁判所判事補に補する	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	より判事の職務を行わしむる者に指名する	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	東京地方裁判所判事補に補する	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定に	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	より判事の職務を行わしむる者に指名する	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	東京地方裁判所判事補に補する	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	東京地方裁判所判事補に補する	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	大阪地方裁判所判事補に補する	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	より判事の職務を行わしむる者に指名する	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	東京地方裁判所判事補に補する	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定に	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	より判事の職務を行わしむる者に指名する	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	東京地方裁判所判事補に補する	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	東京地方裁判所判事補に補する	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	大阪地方裁判所判事補に補する	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	より判事の職務を行わしむる者に指名する	〃	

年 号 月 日	事 項	庁 名
平成二二 五 二七	東京地方裁判所判事に補する	最高裁判所
〃 一三 八 一	最高裁判所裁判所調査官に充てる 最高裁判所事務総局総務局第二課長を命ずる 兼ねて最高裁判所事務総局総務局第三課長を命ずる	〃
〃 一五 八 一	最高裁判所事務総局総務局第二課長を免ずる 最高裁判所事務総局総務局第三課長の兼務を免ずる 最高裁判所事務総局総務局第一課長を命ずる 兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	〃
〃 一九 七 一〇	最高裁判所事務総局総務局第一課長を免ずる 最高裁判所事務総局広報課付の兼務を免ずる	〃
〃 二二 四 一	東京高等裁判所判事に補する 簡易裁判所判事に兼ねて任命する	内 閣
〃 〃 〃	東京地方裁判所判事に補する	最高裁判所
〃 〃 〃	東京簡易裁判所判事に補する	〃
4丁		



中村 慎

所 判 裁	年 号 月 日	事 項	庁 名
平成二二 五 二六	裁判所法第四十条第三項の規定により本官たる判事につき任期終了	最高裁判所	最高裁判所
"	"	同時に兼官たる簡易裁判所判事退官となる	内 閣
"	"	判事に任命する	最高裁判所
"	"	東京地方裁判所判事に補する	最高裁判所
"	九 二四	最高裁判所事務総局秘書課長を命ずる	"
"	"	兼ねて最高裁判所事務総局広報課長を命ずる	"
"	二四 一二 八	最高裁判所事務総局秘書課長を免ずる	"
"	"	最高裁判所事務総局広報課長の兼務を免ずる	"
"	"	部の事務を総括する者に指名する	"
"	二五 一 一	部の事務を総括する者に指名する	"
"	"	部の事務を総括する者の指名を解く	"
"	九 二〇	最高裁判所事務総局総務局長を命ずる	"
"	"	法制審議会幹事に任命する	法 務 省
"	一〇 一〇	最高裁判所事務総局家庭局長の事務取扱を命ずる	最高裁判所
"	二六 九 三	最高裁判所事務総局家庭局長の事務取扱を命ずる	最高裁判所

五丁

年 号 月 日 事

庁 名

所 平成二六 一 最高裁判所事務総局家庭局長の事務取扱を免ずる 最高裁判所

判 〃 二七 一〇 一〇 法制審議会幹事に任命する 法務省

裁 〃 二九 一〇 〇 法制審議会幹事に任命する 〃

〃 三〇 九 〇 最高裁判所事務総局総務局長を免ずる

水戸地方裁判所判事に補する

水戸地方裁判所長を命ずる 最高裁判所

〃 一〇 三 法制審議会幹事を免ずる 〃

令和元 九 二 最高裁判所事務総長に任命する 最高裁判所

〃 〃 〃 検察官・公証人特別任用等審査会委員に任命する

検察官特別任用分科会に所属させる 法務省